

2024年度 ごま畑オーナー制度規約

本規約に同意される場合のみお申し込みが可能です。
申込書の「規約に同意して申し込みます」右横に☑をご記入の上、お申し込みください。

規約

第1条 本規約は株式会社和田萬(以下「弊社」と)ごま畑オーナー会員(以下「会員」と)とで取り交わすものとします。会員とは、弊社所定の方法で本人が会員登録を申し込み、弊社がこれを承認した方をいいます。

第2条 本制度における会員へのサービスは以下の内容を指します。

- ・弊社が指定した農地において収穫されたごまの、弊社が定めた量での引き渡し
- ・栽培期間中の作物についての情報提供(メール配信・SNS・HP掲載/不定期)
- ・弊社が指定した農地での農作業イベントへの参加
- ・弊社商品の特別販売(特別期間)

第3条 会員はその権利を第三者に譲渡または貸与できません。また会員は登録内容に変更があった場合、速やかに届け出るものとします。弊社は届け出の不達による損害を補償しません。

第4条 弊社は、会員や第三者の過失や不正による会員の損害について補償しません。また会員の第三者等に与えた損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

第5条 会員は契約期間未滿で契約を解消する場合、会員は本制度のサービスの全権を放棄したものとみなします。また会員が納めた料金は返還しません。

第6条 会員が以下の行為を行った場合、弊社は契約を解除できます。

- ・本制度に支障を与えたり弊社や会員を誹謗中傷する行為
- ・弊社が認めていない営利目的での本制度の利用
- ・その他、公序良俗・法令に反する行為や弊社が不当と判断する行為

第7条 弊社は下記の場合、会員に予告なく本制度を中止できるものとします。

- ・会員が規定に反した場合、連絡不能、死亡等で受取人不明と弊社が判断した場合
- ・事故・災害の発生などで弊社が本制度の継続が不可能となった場合
- ・本農地が自然現象および獣害などにより一定取量のごまの収穫ができなかった場合、代品もしくは会員既払額を超えない金額で本制度のサービスに替えるものとします。

第8条 この規約の期限は申し込み日より2025年3月末までとする。

以上